

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に変更が生じたので、
 次のとおり届け出ます。

建築士法第23条の5第1項
 (所属建築士以外の変更)
 建築士法第23条の5第2項
 (所属建築士の変更)

} の規定により、

年 月 日

徳島県指定事務所登録機関
 一般社団法人 徳島県建築士事務所協会 会長 殿

開設者氏名 _____
 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

- 〔注意事項〕**
- 「登録事項」の欄には、すべての項目について、現在登録している内容を記入してください。
 - 「変更事項」の欄には、変更のあった項目のみ記入してください。

※手数料欄	別紙貼付欄に手数料の払込受領書(コピー)を貼付して下さい。
年 月 日	手数料納入済
手数料	3,100円(非課税)

		登録事項	変更事項
建築士事務所	ふりがな 名称		
	所在地	〒 - 電話() - FAX() -	〒 - 電話() - FAX() -
開設者	個人 ふりがな 氏名		
	法人 ふりがな 名称		
	役員名 及び役名	別添1「役員名簿」のとおり	
管理建築士	ふりがな 氏名		
	免許の別 及び登録番号	一級・二級・木造 建築士 (登録) 第 号	一級・二級・木造 建築士 (登録) 第 号
所属建築士		別添2「所属建築士変更事項」第一面及び第二面のとおり	
事務所登録番号		徳島県知事登録 第 号	
事務所登録年月日		年 月 日	

払込受領書貼付欄